

平成25年第15回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

平成25年12月9日

【開会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- 1 5番 山岸はる美さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 (1) 学校規模の適正化について
 (2) 町の臨時職員の待遇について

- 2 8番 辰柳敬一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 (1) 安心して暮らせる町づくりについて

- 3 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 (1) 向こう3か年の主要事業と財政運営の見通しについて
 (2) 中学校クラブ活動のあり方について

平成25年第15回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (本会議)

告示年月日	平成25年11月11日(月)					
招集年月日	平成25年12月6日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年12月6日～平成25年12月11日 6日間					
会議の月日	平成25年12月9日(月) 開会10時00分 散会14時29分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	△
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4 番	小谷地 喜代治		9 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、7番、鳩岡明男君であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、5番、山岸はる美さん。

5番 (山岸はる美さん)

まずもって、本定例会2日目の今日、当局側、議会側で最初に発言できる機会の中で、12月7日付けの新聞紙面に、これまで町が取り組んできたクリーンエネルギーの政策中で、基幹産業の酪農、林業を有効活用した循環型社会の実現に向けた先進的、具体的な取り組みが評価され、第15回グリーン購入大賞で、葛巻町が行政部門の大賞に選ばれたことは、一町民として誇りに思いますし、長年にわたり取り組んでこられた町当局、関係者の皆様方におめでとうと発言したいと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

1点目ではありますが、学校規模の適正化についてであります。

出生数の減少から、現在の学校は小規模、複式化している現状であります。これまで教育委員会として、学校規模の適正化に取り組んできた経緯と、今後の学校配置のあるべき方向性をどのように捉えているのでしょうか。

また、2件目ではありますが、町の臨時職員の待遇についてであります。

町の仕事に臨時職員の力が活用されています。臨時職員の公募に対する希望者数の実態はどのようになっていますか。

また、賃金における待遇はどのような状況でしょうか。

以上2件について、町当局の考えをお聞かせ願います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対しまして、お答えを申し上げます。

まず、1件目の学校規模の適正化について、お答えをいたします。

山岸議員からは、平成23年9月の議会、一般質問におきましても、教育環境の体制づくりに関する質問があり、学校の統廃合のあり方についての教育委員会としての考え方や取り組みについても、答弁を申し上げたところであります。

まず、町内小中学校の学校数、学級数及び児童生徒数の推移をみますと、20年前の平成5年は小学校が13校でありました。62学級ございまして、802人の児童でありました。中学校は7校、27学級、445人でありました。本年5月1日現在で、小学校が5校、21学級、219人でありました。中学校が3校、11学級、147人となっております。この20年間では、小学校が8校、41学級、583人減少し、中学校も4校、16学級、298人が減少したことになります。

この間、出生数と人口減への対応、地方財政改革の推進といった地域社会が背景にありながらも、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、社会に適応する確かな力を育むように、より良い教育環境を提供するという基本的な考え方のもとに、小中学校の統廃合にも取り組んできたことはご案内のとおりであります。

また、現状における小規模、複式化の実情についてであります。今年度も葛巻小学校を除く町内四つの小学校が複式学級を有してございまして、小屋瀬小学校と五日市小学校が完全複式3学級編成、吉ヶ沢小学校が4年と6年の変則複式1学級を含む複式2学級編成、そのようになっております。江川小学校は複式2学級を含む4学級編成となっておりますが、中学校では複式学級を有する学校はございません。

ちなみに、岩手県内をみますと、全小学校360校中108校、30パーセントであります。複式になっておりますこと、また、県内の全中学校175校中4校、約2パーセントであります。複式学級を有している状況になっておるものであります。

さて、教育委員会として学校規模の適正化に取り組んできた経緯についてのお尋ねであります。学校教育法をはじめとする法令等から見た適正規模は、小中学校で学級数がおおむね12学級から18学級であること、あるいは通学距離が小学校では概ね4キロメートル以内、中学校にあつては概ね6キロメートル以内であることなど、本町の実態にそぐわないものであること、これらを考慮し、実情に則した方針を定めながら対応することが何より重要になっておるものであります。

これまでの取り組みを振り返ってみますと、教育委員会では、平成5年に学校統合による適正規模の環境とするための基準を定め、また、平成12年には町立学校の適正配置に係る指針を決定し、その後、平成19年にその指針を改訂するなどして、児童生徒数の減少を勘案した適正な教育環境の整備を図ることを目的に、地域の意向も最大限尊重しつつ統廃合にも取り組み、直近では、平成20年4月に旧馬淵小学校を五日市小学校に統合し、小学校5校、中学校3校という学校配置になり現在まで継続をいたしてお

るものであります。

それ以降の平成20年から、5年間で児童数が81人、生徒数が61人減少をいたしました。統廃合に係る積極的な取り組みは行ってきませんでした。しかしながら、学校のあり方については、保護者をはじめ地域のご意見を把握して適宜適切に対応するという考え方をもとに、常に教育委員会でも議論を重ねてきているというように伺っております。

小中学校のあり方に関しては様々なご意見があることは承知しておりますが、先般の江川小学校の改築要望のように、統廃合よりも現状施設の改修を含めた環境改善に関するものが、地域からの声として大きいものと理解をいたしております。このことは、地域の学校としての愛着と、それが失われることへの不安の表れではないでしょうか。これまでも施設の老朽化対策をはじめ、細やかな環境改善にはしっかり応えて現状を維持してきたところであります。

また、同時に、複式化や少人数指導の、こういったことがデメリットになるということではなくて、メリットになるような支援策を考え、本年度から町単独の学力向上支援員を配置し、複式指導を解消する授業体制の確立にも努めております。学力等様々な調査では、着実な学力向上が図られているようでありますし、今後も継続しながら、さらに改善に努めてまいりたい、そのように思うものであります。

また、本町の町づくりは、住み続けたい町、誇りを持てる町、そして、山村のモデルとなる町づくりであります。その優先プロジェクトの一つに交流・定住人口の拡大で活力のある町づくりを掲げ、人口の減少を自然な流れとして受け止めるのではなくて、様々な施策を展開することで、一步一步前進してまいりたいというように考えております。

近い将来、これらの施策が必ず効果を発揮し、定住人口と出生数増加につながるものと期待をしながら、学校教育をはじめとする山村の教育行政もまた魅力ある取り組みをしなければならない時期に差しかかっているものと認識をいたしております。

次に、今後の学校配置のあるべき方向性をどのように捉えているかという質問でございますが、このことにつきましても、平成23年9月議会の一般質問における答弁においても明確にお答えをいたしておりますとおり、広大な面積に集落が点在する本町の条件下にある学校の統廃合は、今後進めるとすれば、さらに遠距離通学を児童生徒に強いることとなりますし、そのことは地域の生活環境を劣化させることでもありますから、決して経済的効率性による判断だけではなくて、教育環境の改善につながるような地域が望む統合でなければなりません。当面、現状での移行を考えております。

次に、2件目の町の臨時職員の待遇について、お答えをいたします。

まず、1点目の臨時職員の公募に対する希望者数の実態についてであります。当町では制度的に、業務の目的、性質、雇用形態等の別により、主に臨時的任用職員と非常勤専門職員とに分けて任用しております。

臨時的任用職員は、緊急時、突発的な業務の発生に伴い職員を任用する必要がある場合、または任用しようとする業務が永続的、固定的なものではなくて、一時的に職員を

必要とする業務である場合に任用するものであり、任用期間に応じて、さらに期限付臨時職員と日日雇用職員に分けて任用しております。

期限付臨時職員は、基本的には1カ月以上6カ月以内の期間を定めて任用するものであり、必要がある場合には、さらに最長6カ月間、任用期間を延長することができるものであります。

日日雇用職員は、30日以内の期間において、1日単位で任用するものであります。

非常勤専門職員は、資格または専門的な知識、技能若しくはノウハウの蓄積等を必要とする業務について、これら資格、専門知識等を有する方が、年間を通じて専属的に従事することが適当と認められる場合に、12カ月を限度として任用しているものであります。

また、勤務日数及び勤務時間につきましては、期限付臨時職員は、一般職の職員の勤務時間と同様に、週5日、1日7時間45分、非常勤専門職員は、週5日以内、週29時間以内で、それぞれの勤務部署において効果的、効率的な勤務体制がとれるように個別に時間割を設定いたしております。

現在、運用している公募登録制につきましては、平成19年度から導入をし、期限付臨時職員及び非常勤専門職員について実施をしております。

平成18年度以前は、臨時職員を任用しようとする部署が、任用しようとする期間に、その都度、臨時職員を確保しておりましたが、任用のルールを透明性を高め、さらには必要な人材を安定的に確保できる方法として、就業希望者を一括して事前に募り、登録された者の中から必要な人材を任用する公募登録制に改めたものであります。

この方法によって、就業希望者にとりましても採用基準がわかりやすく、また、例えば就業しながら将来に備えて登録を申請するというようなことも可能となっているところであります。

ご質問の臨時職員の公募に対する希望者数の実態についてであります。平成25年度の場合で申し上げますと、まず、期限付臨時職員について、12カ月間の長期任用に係る募集についてであります。通常の事務補助が、3業務10人の募集に対して、17人の応募。重機運転手、学校用務員等の労務関係が、4業務12人の募集に対し、12人の応募。保健師、保育士等の保健福祉分野で、主に資格、経験を有する業種が、4業務11人の募集に対して、8人の応募。看護師、看護補助員等、医療分野で主に資格、経験を有する業種が、3業務9人の募集に対して、9人の応募。合わせて、14業務42人の募集に対して、46人の応募という状況にあります。

また、非常勤専門職員につきましては、14業務17人の募集に対し、20人の応募となっております。

なお、採用結果についてであります。今年度の4月時点で、92パーセントの採用率でありました。

2点目の臨時職員の賃金における待遇についてであります。まず、臨時的任用職員の賃金につきましては、毎年度、職種、業務内容、資格の有無、学歴及び経験年数等に応じて、日額あるいは1時間当たりの単価を定め、これに勤務日数、時間数を乗じて月単位で支給をしております。

例を申し上げますと、通常の事務補助や看護師等につきましては、学歴及び経験年数あるいは資格の種類等を反映させた支給額となるように、単価を段階的に細分化して設定をいたしております。

道路補修作業あるいは造林、育林作業等のように、熟練の技術、技能を要し、または現場の状況によっても作業の難易度が異なるような業務は、各職員の技量や現場の事情等を反映できるように、同一業務に係る単価をそれぞれ3段階に分けて設定をしております。また、重機や乗用車の運転業務については、車両の大きさに等によっても別々の単価を設定しておるものであります。

非常勤専門職員につきましても、毎年度、必要とする資格や専門知識、経験年数等を踏まえ、支給すべき月額を定額で定め、毎月、報酬として支給をしております。

この他にも、日日雇用職員を除く全臨時職員を社会保険、厚生年金及び雇用保険に加入させておるほか、所要の日数の有給休暇を付与するとともに、片道2キロメートルを超える通勤者には、一定のルールに基づきまして加給金を支給するなど、より良い勤務条件に意を配しているところであります。

以上、山岸議員の質問に対し、お答えをさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

では、1件目ではありますが、9月定例会直前に町立江川小学校校舎改築に関わる要望書が提出されました。築後50年を迎え、さらに東日本大震災を経て、至る所に亀裂が入り、また、冬期間は暖房をしても寒いという理由でありました。現地調査のあと、議会で採択となりました。

各教育施設は、修繕等で対応されてきたわけではありますが、今回のような施設全体の改築を要望されるまで、教育委員会ではこういうことに対して協議はされなかったのか。

また、教育委員会事務事業点検・評価関係資料の中ではありますが、24年度事業についてではありますが、教育委員会が実施した事務事業を葛巻町教育行政評価委員の助言と活動の評価をしたものでありますが、その中の施策2、学校規模の適正化ではありますが、小学校の複式小規模校が多く、きめ細やかな指導が可能な反面、一定の競争の中で切磋琢磨すること等に課題が残る。中学校においても希望するクラブ活動ができない状況にある。まちづくりの方向性や出生数の推移を考慮した今後の小中学校のあり方については検討したが、地域に出向いての意向把握ができなかった。この事業内容についての評価と今後の方針は、児童生徒の教育環境の観点から、現状における小中学校の配置には課題が残る。また、保護者や地域の意見把握に努め、より良い方向性を確立しなければならない。この事業評価はBでありました。またさらに、このことはご指摘のとおりと思いますが、いつの時点からこのような状況だったのでしょうか。その点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

江川小学校の改築のような施設全体の改修に関わっての検討というようなご質問でございしますが、それぞれの築年数が30数年、あるいは50年近く経過をしている中で、老朽化しているという部分につきましては十分認識をしながら、これまで最大限必要な、屋根の塗装であったり、床の改修であったり、暖房設備であったり、トイレの簡易水洗化であったり、様々な対応はここ数年かなりの部分で行ってきたというように思っております。併せて、耐震化診断につきましても、今年度、実施をしております。遅れているというように言われればそれまでかもしれませんが、それらの施設の改善については、必要性を感じずらぬ中で改修をしながら、あるいは全体的な方向性を検討してきたというように思っております。

それから、事務事業点検・評価における学校規模の適正化に関する評価、これは教育委員会としての判断、それに町民の皆さんから選定をいたしました方々のご意見を参考にしながら、ああいうようなまとめ方にさせていただいております。

ひとつには、指針があって、それに取り組んできたかどうかの総括というようなことがございましたので、そういった部分でのB評価というような形になっております。

ただ、きめ細やかな指導、あるいは一定規模での競争、これは、どうしても文科省等の定める小規模学校にあっては、このような課題がありますよというような客観的なものがありますので、それらを参考にせざるを得なかったというように思っておりますので、それらに対応すべく、今年度、速やかに学力向上支援員等の配置を行いました。そういった24年度の点検・評価を背景に、新たな施策の展開をしておりますので、必ずしも、そのままにしているというようなものではございません。

それから、今後の、保護者あるいは地域の要望の検討という部分についてであります。これまで何回か行っている学校の統廃合にあっては、必ず地域の要望に沿ったものという形にしておりますので、地域に入ってアンケート調査をし、さらには説明会をし、最終的には各自治会の自治会長さん方から同意書をいただくというような形で進めてきております。

そういった部分で、そういった地域に入るとの説明も必要だというように思っておりますが、一方で、今アンケート調査をする、説明をするというのは、どうしても、これまでの流れからすると、学校統廃合が前提になってしまう。そうした場合には、自治会長さん方、地域の意見を集約し、同意書をまとめる、そのようなご負担をおかけすることにもなりますし、さらには、町が進めているまちづくりでの方向性、そういったものを考えたときに、まだ、入って説明する時期ではないというように認識をした中で、説明をしてきませんでした。

そういったことでのB評価ということになっておりますが、教育委員会の定期的な会

議の中でも、今後のあり方については常に検討して、状況をしっかりと把握していかなければならない、そんなことが話題になっておりますので、評価をBとした背景も受けながら、しっかりと今後も慎重に検討していきたいと、そのように考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

先ほど、町長から答弁をいただきましたように、平成23年に同様な質問をいたしました。そのときの答弁では、平成18年度から平成19年度において、吉ヶ沢小学校区、小屋瀬中学校区及び江川中学校区での説明会と保護者アンケート調査を行った結果、いずれの地域でも統廃合には半数以上が反対であり、重く受け止め、その後、どこの地域からも、統合を望む声も要望も受けておりませんと答弁しておりましたが、これまで江川川分校、冬部、北部3校、馬淵小と統廃合を進めてきたわけではありますが、学校がなくなると地域の活力がなくなるという意見が必ずあったわけであり、しかしながら、子どもたちが一定の競争の中で切磋琢磨していく教育環境づくりのために、当時の教育委員会、関係者が地域に赴いて説明し、また、保護者、地域の方々の協力を受けて現在に至っているわけであり、地域からの要望を受け身の側でいたのでは、これまで進めてきた方針の転換なのではないでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の質問にお答えをいたします。

確かに、その当時、そういった学校規模の適正化ということで、教育委員会でそういった指針を示したということは事実でございます。

ただ、今お話もありましたとおり、やはり、地域に学校がなくなることによっての地域の活力といったものが失われること。それから、学力面等を見ても非常に、現在、複式学級を持っている小規模校が年々学力も向上し、あるいはスポーツその他の活動でも大変すばらしい成績、実績を上げているというようなことを考えますと、切磋琢磨に欠けているから、子どもたちがその力を伸ばせないということにはならないのではないかと、私は考えております。

例えば、小規模校同士、複数の学校で今、修学旅行だとか宿泊学習のような学校行事は合同で実施しております。あるいは、スポーツ少年団等の活動についても、小規模校は二つの学校が合同でチームを作って活動をしておりまして、そういった中で、十分に子どもたち同士の切磋琢磨する、そういう学習なり、活動が行われております。そういった工夫なり、あるいは我々の支援を受けて、複式を持っている小規模校の子どもたちは十分力を付けてきておるといふ、そういう実態を踏まえますと、私は、やはり、かつ

て一旦そういった指針を示しましたが、これについては、もう一度見直しをする、再検討をしていく必要があるのではないかというように思っております。ですから、議員さんからご指摘いただきました、単なる地域からの要望を待つだけの受け身の姿勢ということでは決してございませんで、必要があれば、そういった過去の指針も見直しをしながら、今ある学校の小規模校の良さというものも活かしながら、さらにまた、検討していくべきではないかというように思っております。

例えば、今年度ですが、先ほど学力向上支援員のお話がありました。複式学級を持っている学校に、町単独の予算で教員を配置して、指導している成果というのは非常に上がっております。それから、指導する側、教員の資質の向上ということで、昨年までは年に1回、教職員を対象にした複式指導の研修会を実施しておりましたが、今年度からは、それを年2回に増やしております。また、岩手県の小規模・複式学校教育研究連盟という組織がございます。そちらとも連携をしたり、あるいは県立の総合教育センターとの連携でもって、講師の先生を派遣してもらっての研修会など、そういった複式指導の充実を図るための回数、あるいは内容的なものも十分に改善、充実を図ってきておりますので、そういった取り組みの成果が、これから、また表れてくるものではないかと、私は信じておるところでございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

例えば、必ず付いてくる意見というのは、学校がなくなると地域の活力や魅力が薄れ、集落機能が低下してしまうと言われますが、それは過疎化もひとつの原因なのではないでしょうか。

また、平成25年度の児童生徒数であります。若干、数名か数字の違いがあるかと思いますが、葛巻小学校であります。全児童で123名、小屋瀬小で29名、吉ヶ沢小で7名、江川小で29名、五日市小で31名という状況であります。単純に6学年の平均ですと、葛巻小学校で20人、吉ヶ沢小で1人、小屋瀬、江川、五日市で約5人という状況にあります。さらに中学校では、葛巻中学校が84名、小屋瀬中学校が22名、江川中学校が42名であります。

先ほど、教育長から答弁がありました。スポ少は、五日市は江川小学校の児童と一緒にミニバスケットに取り組んでおりました。現在は、男女混合で野球に取り組んでいます。中学校においても、生徒たちのやりたいクラブ活動ができない状況にあります。少人数学級は、きめ細やかな指導ができると言われてますが、このスポ少、クラブ活動では協力心、競争心を育み、また、多くの集団の生活の中で揉まれ、生きていく力を付けていく貴重な活動だと思います。このような環境を与えてやるのが私たち、また、教育委員会の責務だと思います。今回のように、直接、議会に要望書が上がってくる前に、教育委員会として、もっと進んで地域、学校、保護者、また、子どもたちが主役の学校であるべきと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

我が町は我が町の教育方針があります。例えば、10月10日付けの紙面には、雫石町の教育委員会では、町立小学校10校を5校に再編と掲載されておりましたが、複式学級は県内どこを見ても必ず、どこの地域においても同じような状況であります。雫石の方では、複式学級を解消し児童が集団生活の中で様々な個性に出会い、成長できるよう環境整備を図るとあります。また、私たちには、教育環境の整備を図りながらも、このように出生数の少ない中、これからも葛巻病院とか江川簡水、また、公共施設の老朽化などで様々な改築が求められてくると思いますが、子どもたちの将来負担につながらないような事業の選択と構想をもって対処していただきたいと思いますが、先ほどの最後の1点について、教育長から答弁をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

最後の1点についてでございますが、子どもたちが主人公だということは、もう、私たちは常にその考え方で教育行政も進めております。

確かに部活動等で自分が希望する、活動してみたいクラブがその学校にないとか、人数が少ないために、他の町の学校のクラブと同じ合同チームを編成してというような部分、確かに子どもたちにとって申し訳ないという、そういう気持ちもございしますが、同時に、先ほどからお話しているとおり、少ない人数に対して、本当に学校がきめ細かに、一人ひとりを大事にした教育がなされて、そして、大きな成果を得ているというメリットについても、やはり、これは捨てがたい部分がございます。したがって、そういった複式解消とか、そういった部分について、先ほどお話しておりますように、加配員の教員を配置するなどして、そういったデメリットの部分を解消しながら、しかし、小規模校のメリットという部分も十分大事にしながら進めてまいりたい。したがって、ただ単に数合わせ的に、ニーズが多くなれば良い教育ができるというような考え方には、私は立っておりません。ただ、部活動の問題等、これから他の団体機関とも話し合いを持ちながら、協議をしながら、そういった子どもたちにとってのデメリットと申しますか、そこを改善していく、そういう手立てについても積極的に、こちらの方でも考えていきたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

学力も去ることながら、やはり生きていく力とか、子どもたちは様々、小学校、中学校、高校、今であれば大学とか、社会に出たとき強い人間性を持ったような子どもたちにするには、やはり競争心とか協力心、多くの集団の中で揉まれて生きていく、そういう力強さが子どもたちには必要だと思います。

また、今後、子どもたちのやりたいものや夢を叶えてやれるような教育体制づくりにしていただきたいと思います。これは要望して終わります。

続いて、2件目についてであります。新たな企業誘致も難しく、臨時職員の公募は、仕事を求める人にとっては雇用の場の確保につながっていると思われます。

これまで職員の削減、また、従前は正規職員で対応していたものを、臨時職員を配置するなどして人件費の抑制に努めてきたわけであります。

また、広報くずまき、また、くずまきテレビ等で求人情報を流すなど、その効果は大きいと思います。給与も詳しく情報開示されておりますが、一生懸命仕事をしていただいて、果たして、これからの若い人たちが、例えば臨時職員の中であって、これから家庭をもつと言ったとき、そういう人たちに、やはり今のこの葛巻で様々な仕事をしながらも家庭をもつとか、子どもを育てるとか、そういうところに主眼を置くとするならば、例えば、町でありますと、臨時職員の方々とか、また、町民の方々に賃金を底上げして、町民の方であるため、税金となって町に入ってくると思われます。仕事をして終わりではなく、そこから少しでも豊かさとか、ゆとりが生まれたら、町の活力になると思いますが、また、そのことで、町内の事業者などのけん引役となればと思いますが、その考えはないものか伺います。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

賃金の底上げをということでございますが、まず、その町の賃金体系につきましては、そもそも、いわゆる一家を支えるとか、そういった考えのものと賃金体系で構成されているものではございません。町臨時職員につきましては、町長答弁にございましたように、緊急的な業務ができた、あるいは職員が病気で休んで一時的に、いわゆる補充するためとか、そういった賃金そのものの性質上、その性格が実際には短期間、それから、業務につきましても、したがって単純化、あるいは責任の度合い、複雑度を減らして、いわゆる急な採用の人でも対応できるようにというような賃金体系でございまして、これにつきましては当然、周辺市町村とのバランス、同じような職種のバランス、あるいは町内で雇用している従業員とのバランス、そういった均衡等も十分考慮しなければなりませんので、そういった体系のもとで作ってございまして、にわかに底上げとかということでは考えてございません。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

これまで、賃金とか人件費の抑制、また、様々な場面で削減が主流となってきました。また、様々な事業の要望に応えるため、そういった削減とか抑制した分は、例えば、様々

な基金の積み立て等々も必要になってきます。事業をする中では、その基金は積み立てなければいけないものではあります。立派な道路、あるいは公共施設も大切なものがあります。手当とか様々な面で正規職員の方との格差はあっても、この町で働く人たちに賃金等で待遇を厚くすることで、また、自主財源の少ない当町においては、税金の確保にもつながると思います。そういうものとか、公共のものに投資とか、これは、もちろん必要なことでありますが、人に対しての投資と思えば、この町で、その人たちが住み続けてもらえるような、臨時職員とは言えども、そういう雇用の場の確保になっている点から、このことも大事ではないかと思えます。

また、そういうところに底上げをすることで、町内様々な事業所がありますが、そういうところにも波及効果をもって雇用の場、そして、景気といいますか、そういうところに手厚くした分は、必ず町の活力になると思いますが、その点について町長、副町長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今、臨時職員等の賃金の底上げといいますか、そういう観点での話であります。ひいては地域の経済的な波及効果も高まるであろうし、一定の定住といいますか、そういったような観点からも必要ではないのかということではあります。今、担当課長、町長の一番最初の答弁でも申し上げておりますように、制度的に臨時の賃金の体系といいますか、これにつきましては、先ほど町長、あるいは課長からも申し上げたとおりでございますが、町内の賃金の状況、あるいは隣接の市町村の状況等も参考にしながら、町として総合的に判断しながら賃金を決定しているものであります。そういう中で、もう少し高ければということではございますが、盛岡管内で比較いたしましても、うちの方の賃金体系といたしましては、いろいろあるわけではあります。事務の補助的な部分、あるいは技術職としての、例えば保母職、あるいは看護師職、さらには重機等のオペレーター等々もございまして、そういう、それぞれの職種に合った賃金体系ということになっているものであります。

そういう中で、盛岡市を除きますと、うちの方もほとんど、それぞれの市町村と同程度となっているものであります。特に、技術職等々につきましては、人材的に確保が難しい部分もあるなど、そういう状況も反映しての部分もございまして、他の分より少し高めになっているといいますか、そういう状況の職種もあるものであります。一般的なものといたしましても、同程度の賃金でありますので、先ほど申し上げましたような状況の中で、さらに見直すという状況等は、現段階ではございません。

いずれ、そういう町内、あるいは周辺の市町村の動向等も参考にしながら、その賃金体系については今後も考えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今、厳しい時代でありますから、日本全体が削減とか抑制とか、そうしてきたことが、結局、自分たちで自分たちが苦しい状況といいますか、そういう抑制とか削減も必要であったと思いますが、厳しい時代であるからこそ、どこの市町村もなかなか手を付けられない部分、その点においては、間違いなく町民の方々が、その臨時職員として、正規職員の方々の後方的な仕事をしてくださっているわけでありますから、それが間違いなく、底上げすることで税収の確保になってきますし、自分の得意なところで、自分の能力を発揮できる場となると思いますので、このことについては、なお一層、検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時47分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、安心して暮らせる町づくりについてお伺いいたします。

高齢者や障がい者が地域で暮らし続けるための基盤整備等について、質問いたします。

全国的に、少子高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化などが要因で高齢者世帯や単身世帯の増加、虐待や引きこもり、孤立死や自殺、さらには長引く経済の低迷により、生活困窮者の増加などが大きな課題となっております。

本町でも、平均寿命の延伸と急速な少子化の進展により、高齢化率39パーセントと超高齢化社会となっており、高齢者のみ世帯、高齢者単身世帯の増加や障がい者世帯の高齢化が、ますます増えるものと予想されます。

そこで、1点目ではありますが、地域で暮らしている高齢者世帯、単身高齢者世帯や障がい者世帯の状況と、普段の生活をするうえで、何らかの支援が必要な世帯等の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目ではありますが、現在、高齢や何らかの要因で介護が必要となった場合には、町内の介護施設を中心に介護サービスを受けられますが、在宅で生活をしている方が高齢

などに伴って住宅での生活ができなくなる。あるいは、在宅での生活が心配であるという方々が、地域で暮らせる住まいの場となる施設が必要と思われませんが、施設整備をする考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

3点目ではありますが、地域情報通信基盤施設が完成し、5月から本格運用しているところではありますが、その情報通信基盤を活用した見守り支援システムや買い物支援システムなど、生活支援システムの方策はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

4点目ではありますが、老人の方や障がい者の活動拠点となる老人福祉センターについてお伺いをいたします。高齢者の皆さんや障がい者の皆さんが集って入浴、あるいは食事、あるいは自由な活動等ができるような場所に本来、福祉センターがなければならぬと思いますが、その必要性等につきまして、どのように当局では考えておられるのか。

以上の4点について、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳議員の質問に、お答えを申し上げます。

まず、1点目の、安心して暮らせる町づくりについて、お答えをいたします。

1点目の、要援護者の状況についてであります。

地域で暮らし、日常生活に見守りや支援などの援護が必要なひとり暮らし高齢者など、いわゆる要援護者と呼ばれる方々の状況についてであります。12月1日現在の住民基本台帳人口によりますと、65歳以上の高齢者は2,742人となっております。高齢化率は39パーセントであります。

このうち、地域で暮らすひとり暮らしの高齢者は409人、高齢者のみで暮らす高齢者は750人、合わせて1,159人となっております。高齢者全体の約42パーセントを占めているものであります。

また、ひとり暮らしの高齢者のうち、75歳以上の後期高齢者は269人、高齢者のみで暮らす後期高齢者は386人、合わせて655人となっております。高齢者全体の約24パーセントを占める状況でございます。

次に、地域で暮らす障がい者等の状況であります。地域で暮らす、障がい者手帳を所持する65歳未満の障がい者は176人、要介護1以上の認定を受けている高齢者は464人となっております。

このような方々は、ひとり暮らし高齢者等と同様に日常生活の見守りや支援が必要な状況にあるとともに、今後、障害の重度化、介護者の高齢化により、住まいの場の確保や居住支援が必要になってくるものというように思われます。

2点目の、高齢者や障がい者が地域で暮らし続けるための住まいの場としての施設整備について、お答えをいたします。

本町の介護を必要とする高齢者の施設については、ご案内のとおり定員55人の特別

養護老人ホーム高砂荘をはじめとして、定員75人の介護老人保健施設アットホームくずまき、定員25人の小規模多機能型居宅介護施設マイホームくずまき、昨年4月に開所いたしました、定員20人の地域密着型特別養護老人ホームすみれ荘があり、これに加え、定員10人の高砂荘とすみれ荘のショートステイ、定員18人の葛巻病院介護型療養病床がございます。

さらに、定員9人の認知症対応型グループホームを、平成27年4月にオープンが予定をされておるところであります。

このほか、原則として65歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により、身の回りのことは自分でできるものの居宅での生活が困難な方が利用できる、定員50人の養護老人ホーム葛葉荘もあり、最大で262人の方々の施設での対応が可能となっております。

また、日常生活の支援のほか、食事、入浴、排せつなどの介護を必要とする障がい者への居宅サービスとして、共同生活介護のケアホームなどが挙げられますが、残念ながら本町にはございません。

一方で、介護等はあまり必要としない高齢者の住まいとしては、安否確認や生活相談が義務付けられますが、介護サービスなどは外部の事業者と別に契約を結ぶサービス付き高齢者向け住宅、障がい者の日常生活や相談の支援を行う共同生活援助のグループホームなどが挙げられます。

しかしながら、高齢者や障がい者の方々からお話を伺いますと、できることならば施設などではなくて、住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという声も少なからずあるのも現実であります。

このような、在宅による介護予防サービスを受けられている方は、複数のサービスを受けられているものでもあります。

今年10月の利用件数であります。訪問による介護や入浴、看護、リハビリテーションなどの訪問サービスの利用が82件、通所による介護やリハビリテーションなどの通所サービスの利用が234件となっております。

このほか、今年10月末現在であります。65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、1食300円で月3回行っておる配食サービスは53名の方が利用されておりますし、介護をされている家族に対し、住民税課税世帯には月2,000円、住民税非課税世帯には月3,000円分のオムツ券を交付する家族介護用品給付事業は57人の方が利用をいただいております。

また、月2回が上限ですが、障がいなどにより公共交通機関の利用が困難な方を対象に、通院や買い物など、生活の利便性向上や社会参加を促す外出支援サービスには67人が登録を行っており、月平均20回ほどの稼働状況となっております。

さらに、高齢者や身体障がい者世帯などを対象に、急病や事故、火災などの緊急時に迅速かつ適切な対応を行う緊急通報システムを、現在127世帯に設置をしているものであります。

町では、要援護高齢者や重度の身体障がい者の自立と介護の負担軽減を図るため、住宅改修を行う費用に対し、600,000円を上限として助成する、高齢者及び障がい者にや

さしい住まいづくり事業など、ハードとソフトの両面から様々な施策を展開しておりますが、これまで述べました施設やサービスのみならず、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるような住宅の整備や町の施設等を活用した共同住宅、地域の方々による生活支援ボランティアや町単独事業など、様々な角度から検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

3点目の、地域情報通信基盤施設を活用した見守りなどの生活支援システムの見直しについて、お答えをいたします。

町では、町民が安全安心に暮らせる町づくりを推進するため、情報通信基盤施設を活用した課題解決方策を関係団体、有識者などで構成するICT利活用システム構築会議で議論を進めてきたところであり、昨年度に引き続き、今年度も開催を予定いたしております。

情報通信機器の利活用は、様々なサービスを効率的かつ効果的に提供していくための手段のひとつであり、情報システムの導入ですべてが解決されるものではなく、町民がどのようなサービスを求めているのか、そのサービスをどのような体制で、だれが提供するのか、サービスの利用者がどの程度見込まれるか、受益者の負担はどの程度なのかなどをしっかり把握したうえで、求められる情報システムを導入していかなければ、その効果を得ることができない、あるいは利用者や提供者の負担が増大する恐れがあり、サービス内容、体制、費用などを総合的に検証したうえで情報システムを導入していく必要があるものと認識をいたしております。

また、情報通信機器の利活用は、効率や効果を格段に向上してくれる一方で、人と人とのつながり、人と人が直接介さずに解決できてしまう手段でもあります。

ご質問の、見守りを含めた生活支援の場合、サービスの提供方法によっては、義務感や孤独感、人間関係の希薄化、格差、費用負担などの課題をより深刻にしてしまう危険性もあると思っております。高齢化が進む中、見守りなどの生活支援システムは安全安心な生活環境を構築していくうえで重要な役割を担うものでありますので、構築会議では、町民ニーズや導入効果、先進事例などをしっかりと検証したうえで、利用者に満足いただけるサービスの導入を進め、住民の希望するものについては、どれにも対応してまいりたいというように思っておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の、老人の憩いの場の核となる施設の整備について、お答えをいたします。

役場庁舎裏の老人福祉センターには、男女それぞれの浴室がございます。毎週月曜日と木曜日に入浴いただけるほか、浴室脇にございます、ふれあいルームなどで、ご休憩などを含め、原則として60歳以上の方はどなたでもご利用いただくことができます。

浴室の1日当たりの利用実績は、20数名であります。利用者の大半は、老人福祉センター周辺の方々で占められておりますが、今年4月から運行されております100円バスを利用して、周辺部からおいでになる方もおられるなど、昨年度よりも今年は増加傾向にあるものであります。

また、高齢者の方々の移動面での利便性を考慮し、町が助成し、町社会福祉協議会が行っております、ふれあいサロン・やすみっこや、老人クラブでのカラオケ大会など、地区センターを拠点とした行事が多数行われておるものであります。

こういった状況の中で、改めて憩いの場のみの機能を持った施設整備は考えていないところではありますが、しかしながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるような場所、例えば、老後、年金の範囲内で入所、生活できるような低料金の施設については、高齢者や関係機関などからご意見などを頂戴しながら、実情に合った形での整備をしてみたい、今後に向けて検討してみたい、そのように思うものであります。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

1点目ではありますが、大変ひとり暮らし等が増加傾向にあるというお話でございます。そこで、情報の把握であります。やはり、いざ災害等が発生した場合に、いろいろな意味で高齢者、あるいは障がい者の情報をきちっと把握をしておきませんと、そういった災害等が発生した場合の対応ができないだろうと、このように思います。そこで、その情報把握について、現在どのようになっているのか。あるいは、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

要援護者の把握についてということでございます。

要援護者の定義につきましては、法的に明確な定義はないというように聞いてございますが、様々な計画の中で、その定義をしてございます。

要援護者ということで、先ほどからお話いただいております高齢者、あるいは障がい者、妊産婦、乳幼児、あるいは難病患者など、日常生活におきまして見守りや支援が必要な方というような定義でございます。その部分、さらに、その平時における部分での援護と、災害時におきます援護というような、援護の区分けをしているという部分でございますが、災害時には、自力で避難できない、困難な方というような部分での援護者というようになってございます。

要援護者の把握につきましては、昨年度、健康福祉課の事業によりまして、その台帳の整備が進められてございます。そういう中で、その条件を付すことによりまして、その名簿についての把握という部分については可能な状態に整備されてございます。

過日、新聞報道等もございまして、各市町村におきまして、そのような把握の状況が公表されてございますが、平成25年6月に改正されました、災害に係る災害対策基本法によりまして、災害時の情報提供という部分が義務付けられたものでございます。これにつきましては、そのような条件を要する方々につきまして、個人情報の承諾を得ないで提供できるというような状態になってございまして、この部分については提供でき

る体制に把握されてございます。

ただ、平時の部分、災害時以外の部分についての情報の提供の仕方というような部分等につきまして、様々、確認すべき部分がございますので、基本的には、そのご本人の承諾を得ておく必要があるという部分でございますので、それを担う団体等との連携を取りながら、その確認をしながらの提供というようになりますので、最悪の状態での、災害時における提供への把握という状態では、外枠での確認は取れているという状態になってございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ただいま、緊急時の場合であるとかというお話もいただきました。ぜひとも、小地域見守りネットワーク等もやっておるわけでありましてけれども、いわゆる、このことについても、毎年マメに更新をしないと、亡くなられた方、あるいは新たに見守りが必要な方というように、どんどん変わってまいります。

それから、今言われたように、個人の保護情報等の関係もございまして、やはり高齢者の皆さんにも、しっかりとその辺を、もし何か災害があった場合は、消防であるとか、いろいろなところで情報を活用しながら支援をしてまいりますというようなことも理解をいただくということも、町の安全安心につながってまいると、このように思います。そのほかには、住宅環境等についても細かく調査をされて、常に情報をいろいろなところで共有ができるような、そういう体制を取っておかなければならぬだろうと、このように思いますが、その点について、今一度お願いをいたします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

災害時の要援護者支援への対策という部分につきましては、平成23年に町の災害時要援護者避難支援計画というような形で、その対応について計画を策定しておりまして、対象となる方につきまして、申請方式といいますか、手挙げ方式で、その対応をしてきた経緯がございます。それを管理するという部分でのシステムが、昨年度の事業において電算化されているという部分で、随時その加除ができる体制になってございます。そういう部分で、様々な情報、各地区におられます民生委員さんなり、今年新たに設置いたしました町の支援員等、様々な、町としての情報保護に関われる立場にあられる方もございますので、そういう部分での情報の把握という部分も図りながら、随時その情報の更新には努めていく必要があるというように考えてございます。

さらに、その地域の防災の組織等との連携も図りながら、平時における情報の提供という部分についても検討していく必要があるというように考えてございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

それでは、2点目であります。

老人専用の住宅の施設整備についてということで、前向きに検討してまいりたいというお話をいただきました。

高齢者のひとり暮らしの方等が、大変多くなっておるわけではありますが、いわゆる自由度の高い、冬の間だけとか、ある程度、自分で調理をしたり、あるいは食事の提供もできる、そういった形で利用できるような施設があれば、冬の間だけは、そういった施設の中でというようなことも考えられると思います。特に、こういった超高齢化時代を迎えておりますので、その辺を具体的に、もし、いつ頃やりたいというようなお考え、あるいは場所はどの辺がいいのか、歩いて買い物にも行けるとか、いろいろな要件があるのだらうと思いますが、もし、そういった具体的なお考えがあればお話をいただきたいし、あるいは、今回の病院の施設とともに葛葉荘の方の移転等も考えておられるということですが、そういったものと併せて、そういったことも考えられるかと思いますが、その辺の見通しについてお伺いをしたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

地域においての住居という部分でございます。

様々なものが制度としてはあろうというようには考えてございますが、おっしゃっていることが、高齢者生活福祉センター、いわゆる生活支援ハウスと言われる部分のことかなというように受け止めました。

この部分につきましては、介護制度が入る前の時期には、かなり各市町村において整備されたというように聞いてございまして、そのデータを見ますと、県内におきましても16、17市町村には、その整備をされているというように、数値的には押さえられてございます。

原則的に60歳以上のひとり暮らしの方、あるいは夫婦のみ、あとは家族の援助が受けられないというような方々に入所いただくという、居住をするというような施設でございまして、施設的には10人ないし20人程度の、かなり小規模な施設が想定されます。

この国の制度そのものが、平成12年度に発令されている、通達でございまして、だいぶ期間が経ってございますが、制度としては残っているという部分で、その補助制度等の部分については、すでに国の部分ではないというように、県からはお伺いしてございますが、県では基金事業なり財政支援は、ある程度は想定されているというように聞いてございます。

町でも、平成19年度までに、平成15年度の高齢者の計画の中には、その支援の部分については項目がございましたし、県についても、そのような整備の必要性については計画の中には載ってございません。最近の、その整備の状況はないというようには聞いてございます。いろいろな運営等についての福祉部分等、デイサービス等の、そういうノウハウを持っているというような部分等、いろいろ、その整備についての必要条件はあるというようには聞いてございますが、詳細については確認する必要があると、計画等についての具合的な部分については、まだ、こちらで把握していないという状態でございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

まだ具体的にはないというお話であります。基本構想があつて、そして基本計画があります。この基本計画につきましては、平成24年度で終わっております。そして、実施計画として、3カ年ごとにいろいろ見直しをしながら実施計画を立てていくと、いわゆる今は平成25年ですが、平成24年度で基本計画が終わっております。ですから、その辺も踏まえて今後の、いろいろ基本計画に沿って整備が、この基本計画の策定の中にも、いわゆる時代を見据えながら、高齢化等に対応しながら、安全安心な町づくりを進めていくという課題も増えているというように、当局でもあるわけでありまして、その基本計画なども踏まえながら、必要性については認める、ただ、具体的な計画は今は何もないということではあります。今のこういった、ますます増えるであろう単身世帯、あるいは、そういった中で除雪等が大変難しい場所等にも住んでおられるわけでありまして、そういった方々への対応というのは急がれるものと思っております。もし、そういった基本計画等も踏まえた中での答えが伺えるのであれば伺いをしたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ただいま、基本構想、基本計画の関係でのご質問でございました。

ご質問のとおり、基本構想につきましては、平成15年から平成27年までの基本構想ということになってございまして、地域の資源を宝に変えて幸せを実感できる高原文化の町づくりということ、町の将来像として据えている中で、一応、平成27年度をイメージの目標年時として構想、そのようになってございます。

その中には、三つの基本目標がございまして、安心して暮らせる町、自然とともに生きる町、それから、人・文化・交流で元気になる町、そのことで幸せ実感の仕組み作りをしていくのだということ、さらに下に施策の大綱ということがございまして、その

六つの大綱に沿って基本計画、前期の基本計画、後期の基本計画ということでございまして、後期の基本計画が平成20年度から平成24年度までの計画ということでございまして、昨年度までということでございまして、現時点では、その部分の計画がないという状況になっているところでございます。

このことにつきましては、平成23年度から準備を進めていた経緯がございまして。そういった中で、平成24年度には住民の皆様へのアンケート調査、施策に対する満足度ですとか、そういったものにつきまして、各分野にわたりましてアンケートをいただき、それを集計などしまして、そのあと、総合発展計画の審議、審議は審議会がございまして、審議会のメンバーを公募もしました。その中で、応募がなかったという状況もございまして。

そういった中で、もう一つには、震災前からですが、リーマン・ショックという中で、その後、国から経済対策ということで、いろいろなものが打ち出されてきておりましたし、さらに東日本大震災の関係で、平成23年度から復興に向けた様々な国の経済対策、平成23年、平成24年にかけては、国の補正は3回にわたるといようなこともございまして、そういった中で打ち出される様々な公共事業の臨時交付金、これは10億円程度、町で活用させていただいておりますが、その中には、情報基盤8億円をいただいて、その年の情報基盤については、ほとんど町の持ち出しがないような状況で事業を推進するですとか、その際にも10いくつの事業メニューがありまして、そういったものの推進を図る。目の前に、国から示された経済対策、大きな金額ですが、そういったものを、なるべく有利に活用した中で、町のそれまでの課題であったような様々な事業に取り入れて実施をしていくということでございまして、それが以後も続いておりました、その際には必ず事業の選択、あるいは計画をそれぞれ立てて、国に提出するといような事務もございまして。そういった中で、そちらの対応が、かなり重きを置いたといこと。

もう一つは、過疎計画がございまして、これについては、平成27年度までの6年間の計画ということで、議会の議決をいただいて推進しておりますし、これについては、平成23年9月議会でしたでしょうか、病院の新築ですとか、江川簡易水道の着手ですとか、老人ホームの関係、あるいは、そういったもの等の事業費を盛り込むといような見直し等も含めて議決をいただいておりますが、そういった中で、緊急に対応していく部分、そういったものについては、そういう中で、補完的ではありますが、総合計画ではございませんが、それに近い議決をいただくような過疎計画等も策定しながら、また、毎年度ローリングによる総合計画の策定といようなことも継続して進めている中で、まず、そういった国の対応、今回も12月5日付けで、国では閣議決定で経済対策を5.5兆円行くと、この中にも、今、本町の課題となっている学校の耐震化ですとか、様々なものが盛り込まれております。そういったものについても即に対応していくといことか、そういう目の前にある対応に、だいたいの力を入れてきたといことでもございまして、そういった意味で若干、途中で大きな事業等も入った関係等もあり、少し空白にならざるを得ないような状況があったといことにつきましては、大変お詫びを申し上げたいといように思っているところでございまして、この辺につきましては、今後、策定の

あり方等も含めて検討してまいりたいと思っておりますが、そういう状況でもございました。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ぜひとも発展計画、後期基本計画では、町民の意向を反映した実施的計画であるというものと思われまますので、ぜひとも、そういった中で、計画的に喫緊の課題等について取り上げていていただきたいと。

それでは、3点目であります、見守り支援システム、いろいろな方法があろうかと思いますが、先ほどの答弁では、いろいろと住民の意向等、または経費等の面も考慮しながら進めてまいりたいというお話でありました。

これは、ある事例であります、その町ではタッチするような機械を配置しておいて、その日もタッチがない、そうしたことによって、すぐ両隣へ連絡をして、中に入って倒れていないか確認をしてもらう。そして、それでも見えない場合は職員が出向いて発見するまで、そういったシステムを取り入れておりました。ですから、どんなにいろいろな機械を入れても、そういった発見をするまでというような、行政の方で必ず見つけてやるのだというようなことが最も大事だと思っておりますが、そういった意味で、もう運用してから時間も経つわけではありますが、いつ頃から、そういった見守りのシステムは活用されるのか。

それから、現在も緊急のための、これは、もう何人かの方が利用されております。そういったものとの併用等もうまく使わないと、無駄なことになっていくのではないかと思います、その点について、現在考えておられる、もし、こういったシステムをというような検討をされておりましたら、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

情報基盤を活用したICT利活用会議ということで、昨年度から進めさせていただいております。

まず、情報基盤の施設についてでございますが、これにつきましては、事業目的といえますか、そういった中では、災害時の情報伝達の手段がなかったものを、どうやって、その情報伝達を迅速にするかという課題と、もう一つはブロードバンド、高速インターネットを、だれでも、葛巻に住んでいる方は使えるという、そういうものを達成したいという、この二つの目標に沿って、国の補助を受けて整備したものでございます。その際に、さらに町としては、地デジ対策もこの中で行いたいということで、この三つを柱に事業を導入したものでございます。そういう中では、事業の目的としては、この三

つについては運用開始とともに達成されている、使用目的については、事業目的としては達成されているということになります。さらに、地デジ対策をして、全世帯に光ファイバーも引いたので、引くことでケーブルテレビもできるということで、では、それについても充実させましょうということで、くずまきテレビという部分も加えて、大きくはその四つを動かしているということになります。これは、どれもそうですが、飽くまで町側から住民に対して一方的に情報を提供するというシステムで整備をしたということになります。

それで、先般、総務省から事業のフォローアップ調査ということで調査に来ていただいておりますが、その中では、そういう目的ではしっかりやられていますねというような評価もいただいているところでございます。

そういう基盤を前提として、さらに、この基盤をいろいろな行政分野に活用できないか、教育分野、医療、福祉、あるいは産業振興、そういったものにできないかということで、利活用というのを、やはり進める必要があるのではないかとということで取り組むということでございまして、その中で話の出ている見守り支援システム、あるいは買い物支援、これは住民生活、特に高齢者等の生活に関わる分野なので、まず始めに、では、その辺から検討しましょうということで会議を立ち上げまして、辰柳議員さんも社会福祉協議会ということでメンバーに入っていたいただいておりますが、そのほかに福祉関係の団体の皆様、それから、専門的ということで県立大学の柴田先生をはじめ、それから、ドコモですとか、NTTとか、そういった事業者の方々からも入っていたいただいております。

そういった中で、今度は役場からではなくて、住民の側から情報が戻っていくというシステムを作ることで、利活用ということになります。そうすると、戻していくためには、それぞれ戻すための手段と申しますか、いろいろな機器が必要になったり、あまり、そこは係らないケースもあるかと思いますが、そういう見守りですと、例えばセンサーを付けるというとセンサーですし、戻してやるための電話機的なものですとか、物によって、いろいろ、そういう設備も必要になってきますし、設備をすると、それに対する維持のコストということもありますので、そういったこととか、先ほど町長の答弁にもございましたが、毎日ボタンを押すのは嫌だというような、使う側に孤独感を逆に与えてしまうのではないかと申した、そういう、いろいろなものに対する検討も、やはり必要だということにされております。そういった検討を、引き続き今年度も進めていくことにはなりますが、最終的には、そういう町の情報基盤を使ったサービスがいいのか、そうではなくて、今、県内では県社協で進めているシステムが一番普及しているかと思いますが、そういうものの方が受け入れやすいということになれば、そちらで実施することもあるかと思いますが、その場合には電話機が、普通の電話機があれば対応できるシステムのようなので、情報基盤とは関係なく運用するということにもなるかもしれません。そちらの方がコストはかからないということになるかもしれませんので、最終的には利活用会議では検討しますが、そういう事業を実施し、所管する健康福祉課ですとか、事業を実施していただく社会福祉団体とか、協議会さんとかとも相談しながら、何がいいのかということ判断する機会も設けていかなければならないと思います。

また、昨日、江川馬淵のやすみっこの方に行きまして、県立大学の学生とか、岩大の学生も入っておりますし、そういったグループでやすみっこを訪問して、いろいろ懇談もしながら、そういう緊急時の通報とか、そういう話もして、どういうものかいいかというような聞き取りも2時間くらいかけてやってきておりますが、やはり、そういった中では、毎日ボタンを押すのは義務感があって嫌だとかというような意見も結構出たようですし、そういったもの等も積み上げながら、一旦導入してから、これでは、ちょっとあれだったなということにならないようなものを構築していきたいと考えておりますので、少し時間は必要となるかもしれませんが、そういうスタンスで進めていきたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

今年度も、本町で、亡くなってから3日目に発見されたとか、あるいは具合を悪くして何日か、そういった事例もございました。

ぜひとも、せっかく、こういったシステムを作ったわけありますから、やはり、すべて黙っていてもなるのではなくて、自らの意思で触ったり、そういったことをすることも、いろいろな機能を悪くしないとか、自分で自立していける、買い物なんかも、そのようであります。いわゆる買い物支援員が、ただ届けてやるのではダメで、やはり自らがバスなどを利用して買い物を、そういった計算等もするということが健康とか、呆けないためにも、そういったことが必要なようであります。

本当に見守りの必要な方というのは、そんなに多くないわけありますから、何らかの、今具合が悪いとか、そういったものを、ちょっとタッチしたぐらいでできるような、そういったシステムを、やはり早く配置をしてやって、亡くなってから、発見が遅れたとか、そういったことを少しでもなくするように、ぜひとも、せっかくのシステムでありますから速急にそういった、今回も補正で、放送が聴けるとか、ラジオ、そういったものは整備をされるわけありますけれども、そういうのとは違った、いわゆる、これだけの単身世帯、高齢者が増加しておるわけありますから、そういったものに向けたシステムが必要だというように思いますが、もう少しスピードを持ってその辺ができないのか、その点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

さらに、今のような現状を踏まえながら、きめ細やかな、そして、スピード感を持って、安心できる、そういう安心安全といえますか、そういう対策をさらに進めてほしい

というお話でございます。全くそのとおりだと、このように思っておりますし、そして、先ほどもお話申し上げましたように、今そういう支援を必要とする立場の人にも様々、今おっしゃったように、そういう必要があって、すぐ対応した方がいいといいますが、そういう部分。あるいは、そういったような部分を嫌う、先ほどもお話ありましたが、嫌うような方々もいらっしゃるというようなこともございます。したがって、先ほど申し上げましたように、そういう部分をしっかりと、今度の情報基盤のさらなるあり方といいますが、これを立ち上げながら進めるということではあります。正にそういう実情等もしっかりと踏まえながら、その対策を講じていかなければならない、そう思って今回立ち上げたものであります。

そしてまた、先ほど孤独死の関係もございましたが、正にそういう観点の中で、25年度に地域安心支援員ということで配置をしたわけであり。これは、正に民生委員、あるいは保健委員さん、さらには自治会の方々の、そういう支えといいますが、あるいはボランティアの方々からも支えていただきながら、そういう状況を進めておるところであります。一層、二重、三重に対策を講じながら、よりきめ細やかな対策に結びつけていくために、今回、地域安心支援員という、そういう意味での配置でもございまして、今そういう方々からも、いろいろ訪問をしていただきながら、さらなる情報もいただきながら、保健師、あるいは、そういう対策の訪問等々も含めてであります。きめ細やかな対策にも結びつけていきたいというようなことで進めているものであります。

いずれ、今おっしゃいましたように、安心して生活できる、暮らすことのできる町づくりのために一層そういう部分を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

最後になりますが、4点目の老人福祉センターについてであります。

本町に福祉センターがあるわけでありまして、お風呂等もやっておるわけであり。が、ご案内のとおり職員がびっしりおりまして、いわゆる福祉センターは、もう本当に手狭な状況であります。

そこで、我が町には、特にも風呂につきましては、やはり、ひとり暮らし、あるいは老人2人だけという、ゆったりと温かいところというの、身体のことを考えても、そういったことが大変必要なわけであり。そういったことから、もう少し我が町の福祉センター、新築はしないまでも、空いている部屋等の活用の方法、あるいは職員の体制等を、もう少ししっかりしていただくことによって、さらに老人の皆さんが利用しやすい、そういうセンターになるのかなど、このように思います。

そういったことで、この福祉センターのお風呂、あるいは、あの中で、ある程度の食事提供してもらえたり、あるいはカラオケ等もできたりというようなスペースもあれば、今のところを見ますと、3歳児といいますが、子どもさんたちのとか、いろいろな

併用の形になっておりますので、その辺が、なかなか自由に使える部屋というのではないわけでありまして。そういうことで、そういった老人の皆さんの核となるわけでありましてから、その辺の整備について今一度、そういった新築とは別にしても、お考えを伺って質問を終わりたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の老人福祉センターということではありますが、先ほどの高齢者の生活福祉センター等とも関わる様々な、その高齢化が進んでくる中での課題であろうと、このように思っておりますし、そういう中で、今後一層、保健、医療、福祉、そしてまた、その地域との連携を図りながら、そういう必要な施設等も整備していかねばならないと、このように思っております。

そして、今お話ありましたように、お風呂等を中心とした、その身近なところでの活動という部分もございますので、少しお話させていただきますが、地区センター等々につきましても、入浴施設等も含めて助成する仕組み、制度も作っております、あるいは、そういうところでの、先ほどお話ありましたように、カラオケ等、あるいは、そういう趣味的な部分を一緒に、同じ地域に住んでいる人たちと一緒に活動できるような部分も、さらに支援していかねばならないと、このように思っておりますし、老人福祉センター、あるいは高齢者の生活センター等につきましても、総合的に計画の位置付けも含めて検討させていただきたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 11時57分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から、次の2項目について質問をさせていただきます。

はじめに、向こう3カ年の主要事業と財政運営について伺います。

これまで、町の主要事業につきましては、葛巻町総合計画の中に盛り込み、優先順位や緊急性等を踏まえ予算化され、事業実施がなされてきた経緯があると理解しておりま

す。

その総合計画の構造については、昭和41年に当時の自治省が基本構想、基本計画、実施計画という3階層の計画構造を示したことにより、国の意向に沿った内容で、多くの市町村がこの3階層の総合計画を策定し、今でも一部の例外があるものの、一般的な構造と言われております。

しかしながら、この総合計画構造は、今から50年近くも前の発想であり、この間、社会経済環境は劇的に変化していることなどから、平成23年8月に地方自治法の一部が改正、施行されたことで、市町村の基本構想の策定義務が撤廃され、各市町村の判断による総合計画の新たな位置付けが求められております。

現に、当町の総合計画もこの3階層の策定構造内容となっておりますが、総合計画の基本構想は、平成15年度から27年度までの13カ年計画、基本計画の後期計画は、平成20年度から24年度の5カ年計画、実施計画は3カ年計画の毎年ローリング方式となっているようであります。

このうち、基本計画は議決は要しないものの、既に平成24年度で完了していることから、向こう3カ年の主要事業を網羅すべき基本計画がないまま町政が運営されていることとなります。今後どのような計画で、この主要事業が推進されていくのか、町民、議会の目にまだ触れておりません。早急に整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。平成25年度から後年度に継続する主要事業のうち、既に25年度予算や町の行財政2013で公表されている葛巻病院、江川簡水、茶屋場田子線整備事業等の大型事業については承知しておりますが、その他の主要事業については、基本計画がないままの推移となっておりますので、その内容についてお尋ねをいたします。また、この計画に連動する向こう3カ年の一般会計財政運営の見通しについて伺います。

平成20年度から24年度までの5年間の一般会計の当初予算と決算額との乖離状況を見させてもらいました。5年間の当初予算では、45億円台から48億円台で推移しておりますが、これが、決算の状況を見てみますと、55億円台から71億円台に膨れ上がり、大幅な増額実績となっております。このことは、多額の補正予算7億円から22億円台が生まれ、多くは、その中で公共施設等整備基金と主要基金に積み立てられたことがうかがわれます。特に、平成21年度にスタートした公共施設等整備基金への積み立ては、財政が厳しい、ひっ迫していると言われながらも、24年度までに、わずか4年間で実に19億円を超える積み立て実績となっております。

歳入の状況では、依存財源と自主財源の構成割合で、依存財源が約85パーセント、自主財源が約15パーセントとなっており、自主財源の乏しさが目に付きます。依存財源85パーセントのうち大部分を占めるのが地方交付税であり、この地方交付税あつての財政運営の内容となっております。

また、事業規模縮小等から、町債の発行額もここ数年縮小傾向となっていることがうかがえます。一方、歳出では、特に人件費と公債費が縮小傾向にあり、県平均を下回っている状況にありますが、職員の削減が行政サービスの低下や職務の負担増になっていないか、もう一度、精査する必要があると考えます。

財政指標では、町債発行額の減少から実質公債費比率が9.4と一桁台となり、また、

経常収支比率でも83.9と、いずれも県平均を下回る改善になっている数値となっておりますが、肝心の財政力指数では、町税収入がせい弱なことから、0.14と相変わらず低迷しております。類似町村の平均は0.25となっていることから、財政力に格差があり、この財政力指数につきましては、県下でも下位のランク付けとなっている実態にあります。このような財政状況にあります。町当局では、向こう3カ年の財政運営をどのように切り盛りしていくのか、その見通しについてお尋ねをいたします。

次に、中学校クラブ活動のあり方についてお尋ねをいたします。

以前から続いてまいりました町内出生数の減少から、小学校、中学校、高等学校の児童生徒数が先細り、各学校とも小規模校化となり、今後の学校運営のあり方に影響を及ぼす事態となっております。

平成25年9月現在の町内中学生の全生徒数は148名となっているようでございますが、男女別では、男80名、女68名の内容となっております。中学校別では、葛巻中が84名、小屋瀬中が22名、江川中が42名の在籍となっております。今後も減少方向に歯止めがかからない厳しい見通しとなっております。

このような状況の中、各中学校には、少人数でありながらも、運動系と文化系のクラブ活動、または部活動が課外活動として行われていると思います。中学生は好奇心が旺盛で、何事にも果敢に挑戦する意欲を持ち、生徒一人ひとりが個性や持ち味を伸ばしていく意味からも、このクラブ活動の果たす役割は大きなものがあると思われまます。また、クラブ活動で得られる達成感や、ともに努力を重ねた友人たちは、人生における大切な財産となり、人間性を豊かに育む原動力になると思われまます。

聞くところによりますと、町内中学校において、部員数不足のため団体競技に学校単独でのチーム編成ができず、やむを得ず町外の中学校との合同チームで大会出場を果たしていると同っております。

現在、町内には3校の中学校があるわけですが、運動部と文化部のクラブ活動の実態と課題の現状について、詳しくお知らせいただきたいと思われまます。

町内中学校を卒業いたしますと、多くの生徒は葛巻高等学校へと進学しますが、クラブ活動の中高連携の姿はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、生徒数が減少する中で、クラブ活動の課題解消のための取り組みと、今後の対応策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対して、お答えを申し上げます。

1件目の、向こう3カ年の主要事業と財政運営の見通しについてお答えをいたします。

まず、主要事業についてであります。私は町民が抱える、町に住む方々が抱える不安を一つでも多く取り除き、他よりも一歩先を行き、町民が安心安全に暮らし、この町に住みたい、住み続けたいと思っただけの山村のモデルとなるような、そんな町づ

くりを目指しているところであります。

生活基盤、生活環境の向上を図るため、さらにハード、ソフト両面での対策の充実を図っていく必要があると考えております。

厳しい社会情勢、地域間競争の激化、少子高齢化、人口減少など様々な問題を抱える中、町の将来をしっかりと見据えた町づくりを進めていくためには、先般閣議決定されました国の経済対策を活用するなど、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努め、町民ニーズを的確に捉え、必要性、優先度に応じた事業を展開していくとともに、事業規模は大きくなくても、きめ細かな取り組みにも併せて取り組んでまいりたい、そのように考えておるものであります。

こうした中で、向こう3カ年の主要事業であります、大規模なものとなるものは、葛巻病院の改築、江川簡易水道の整備、茶屋場田子線の道路改良、あるいは、粗飼料生産基盤の除染対策などがございまして、既に事業着手に向けた取り組みを進めておりますほか、自立分散型エネルギー供給システムの導入、あるいは、総合運動公園多目的グラウンドの改修、消防救急無線、防災行政無線のデジタル化などを進めてまいる予定であります。

次に、財政運営の見通しであります、向こう3カ年は大規模な普通建設事業が集中することなどから、歳出におきましては投資的経費の割合が高くなる見込みとなっております。

普通建設事業の実施に当たっては、国、県の補助事業や起債等の有利な財源を確実に確保するとともに、基金を有効に活用し、事業を推進していく必要があるものと考えております。

また、葛巻病院の改築に係る病院会計への負担金や、消防救急無線のデジタル化改修に係る盛岡地区広域消防組合への負担金などにより、補助費等が増額で推移する見込みであるほか、簡易水道事業及び農業集落排水事業特別会計の起債償還に係る義務的な繰出金が増加していくものと見込んでおります。

一方で、平成13年度をピークに年々削減を図ってまいりました公債費は、今後も着実に減少が見込まれるものでありますし、さらには、この義務的経費につきましては、さらに減少していくものと見込んでおります。

続いて、歳入の地方交付税につきましては、リーマン・ショック後の自治体の税収不足を補うために導入されました、約1兆円の別枠加算の廃止が検討されていることなどを受け、国の財政健全化に向けた取り組みが本格化していくとの見方から、平成25年度と比較すると、5から7パーセント程度の大幅な減額も想定されるものであります。

町債につきましては、普通建設事業の伸びを勘案して5億円台で推移すると見込んでおりますが、平成15年度以降、堅持してまいりました起債発行額が、元金償還金を上回らない、いわゆる、このプライマリーバランスの黒字化に努め、引き続き地方債現在高の縮減に取り組んでまいります。

これらのことから、向こう3カ年の財政見通しといたしましては、各年度ともに基金からの繰り入れを行わなければ、200,000,000円から250,000,000円程度の財源不足が生じる状況にございます。

したがいまして、財政運営に当たっては、国、県の動向を十分に注視したうえで、あらゆる手段により歳入確保に努める一方で、歳出に当たっては選択と集中による抜本的な見直しを進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図り、引き続き財政の健全化に努めてまいりたい、そのように考えております。

2件目の、中学校クラブ活動のあり方について、お答えをいたします。

ご案内のように、中学校におけるクラブ活動は、平成14年の学習指導要領の改訂に基づき、それまでの必修のクラブ活動は廃止され、各校の実情に応じて課外活動の一環として行われております。

まず1点目の、生徒数減少に伴う町内中学校クラブ活動の実態と課題についてであります。生徒数の違いなどから町内3中学校のクラブ数とその競技種目は大きく異なっております。

その活動状況につきましては、葛巻中学校では、男子が野球部、サッカー部、バスケットボール部の3部があり、女子はバスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部の3部があり、それぞれの部に全生徒の84人が所属をしております。

同様に、小屋瀬中学校では、男女とも卓球部のみであり、全生徒の22人が所属。江川中学校では、男子が野球部、卓球部、文化部の3部、女子がソフトテニス部、卓球部、文化部の3部に、全生徒の42人が所属をしております。

3中学校とも、全生徒が何らかの部に所属してクラブ活動に励んでいるところであります。

1学期の中学校総合体育大会が終了した現在は、1、2年生を主体としたクラブ活動になっております。

そうした中で、一定数の部員により、切磋琢磨しながら競技力向上を目指しているクラブもある一方で、クラブ所属人数が競技種目の編制人数に足りないことから、正規の練習ができなかったり、単独校では地区大会等に出場できない、そうした実情から、新1年生の入部希望者が減ってしまうことや、希望するクラブに入ることができないということがありますし、チーム編成はできても人数が少ないことから、保護者の遠征費をはじめ共通経費が増額になってしまうこと、統廃合により遠距離通学する学生が多く、練習時間の制限を受けるといった、そういった課題があることも認識をいたしておるものであります。

そうした課題がある現実から、今、各学校では保護者のクラブ振興協議会等での今後のクラブ活動のあり方を真剣に協議をしているところであります。

2点目の、クラブ活動の中高連携の状況についてであります。町内唯一の高校である葛巻高校では、町内中学校のクラブ活動の状況や生徒と保護者の意向に配慮したクラブの配置に心がけていただいております。

このことは、スポーツ少年団や中学校のクラブ活動における奉仕的な立場の指導者が、高校のクラブへの指導にも関わるケースが多いことから、そうした連携のつなぎ役になっているものと考えております。

また、中高一貫教育推進の中で、クラブ活動の交流も取り入れながら、その連携を深めているところでございます。

3点目の、課題解消のための取り組み状況と今後の対応策について、お答えをいたします。

先ほど申しあげました課題は、各中学校とも共通するものであり、さらには隣接市町村の小規模校にも共通するものとなっております。

そうしたことから、保護者のクラブ振興協議会でも、今後のクラブ活動のあり方、特にもクラブの廃部等についての協議を行っておりますが、保護者はどなたも子どもたちの好きなスポーツに親しませたいと思っておりますし、それがまた、望ましいとも考えますので、クラブの種目をしぼるのは調整が大変難しくなっております。

競技種目の編制人数に足りないクラブでは、町内あるいは町外の同様の問題を抱える学校との合同チーム編成により、各種大会に出場するという対策を講じているところであります。

また、練習試合や大会出場には、町の所有します公用バスを運行し、保護者の負担軽減を図っておるところでもあります。練習時間確保のための保護者の送迎には感謝をいたしております。

今後も、こうした状況が継続することになりますが、学校と保護者との協議、スポーツ少年団指導者等のご助言をいただきながら、より良い状況を作っていくために努力してまいりたい、そのように考えるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

答弁をいただきました。

それで、主要事業でいろいろな、ハードあるいはソフトのものを今やっているわけですが、町長自身、町長には町長選挙という公約があると思っておりますけれども、ご自分が考えていた、これらの主要事業が100パーセント盛り込まれていると思っているのかどうか、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

100パーセント取り組まれているというのは、どういうことでしょうか。もう少し具体的に質問していただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まだ、任期もあるわけでしょうけれども、いずれ、この主要事業については、やはり公約の問題と密接な関わりもあることも十分承知しておりますので、実現のためには、やはり私はある程度の、自分が思ったような形での計画がなければダメだろうと、このように思うわけです。

それで、2年くらい前に、自治法が一部改正され基本構想なるものが撤廃されたと、基本構想の計画がですね。そういったような中で、先ほども申し上げたとおり、三重構造になっているわけですが、基本計画が期限切れになっていますと、その中でも、町長が公約した、このような事業をすべて網羅しているかと言えば、まだなっていない。そういったような、やはり整合性をもった町政運営が私は必要ではないかと思うわけです。

こういったようなことを、やはりご自分が、こういった事業をやりたいというような形になりますと、町民の目、あるいは議会のそういったような審議を経たうえでやることは、極めて私は大事なような感じがするわけです。

そこで、この総合計画との関わりを、次にお伺いするわけですが、今たぶん町の方では総合計画審議会というようなのがあると思いますけども、こういったようなものは、その審議会はどのような形で、今その運営をされているのか。

それからまた、どのような方々を任命しているのかですね。

それから、その任期等は、どのような形になっているのか。

そしてまた、今切れている部分については、全く何も見えてこないわけで、何をよりどころとして、このような町長がやろうとしている事業を推進させようとしているのか、私から見ればその部分が全く見えない。その辺からお答えをいただきたい。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

総合計画に関します審議会の関係がございました。午前中に、辰柳議員のご質問の際にも、総合計画審議会の委員について公募等を行いました。応募がなかったという話を少し申し上げましたが、審議会につきましては、計画策定の際に任命等をして、諮問し、審議をいただき、答申をいただくというようなことで、最近では10数名ほどになっておりましたが、そういう形で進めておりますが、今回については、その必要が生じた時点をお願いするという形を取っておりますので、現時点では、委員を任命するとか、そういうことは、まだ、していない状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

現時点では、まだ、この総合計画審議会の委員等については委嘱していないというようなことですね。

それで、1回目の質問で申し上げたとおり、平成23年8月にその地方自治法の改正によって基本構想の策定義務がなくなったとは言え、その基本計画と実施計画というような部分があるわけでございますけども、基本構想が平成27年度までで、24年度で一番最後の基本計画がない部分でなっておりますので、もしも、こういったような総合計画審議会、この基本計画も審議会の中では審議されるであろうというように思われますけども、そういったような部分を、やはり、きちっとした体系付けたような形での、私は町長が進めていく、そういったようなバランス、整合性が必ず必要ではないかというようなことを申し上げたいわけです。そこで、その基本計画がないままに、予算だけでやっているというような形になろうかと思っておりますが、こういったような部分については、やはり、いかがなものかと思うわけであります。

前回の議会の中でも、議会の方では、議会の総合条例というようなものを決定させていただいているわけなのですが、その中でも、この議会で議決すべき事件の中では、この基本計画が議決事項とするという、自治法では撤廃になっても、そういうようなことを盛り込んでいるわけです。ただ一つの議決事項なのです。そういったような部分に、基本構想を実現させるためには、その基本計画なるものがなければ、私はいかがなものかというように思うわけです。

それで、今後、この基本計画はないままにやっついこうとしているのか。それとも、これからでもやろうとして、見直しをしながら、この計画を立てながらやっついこうしているのか、その姿勢はどのようなものか、まず、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、計画の考え方、今後の進め方をお答え申し上げたいと思っております。

これまでの経緯も若干お話させていただきますが、平成23年、24年の2カ年を駆けまして、24年に基本計画、後期計画が満了する時期でございましたので、23年、24年の策定の計画を立てながら進めてきた経緯を、先ほど辰柳議員さんの答弁でも、課長の方からも申し上げたところでありますが、そういう中で、アンケート調査等も23年に進め、その集約も図りながら、策定の手順、そういう状況に入ったところであったわけですが、そういう中に、3.11東日本大震災がございまして、葛巻町だけではございませんでしたが、この喫緊の対応が様々出てきたところであります。

特に、被災地の復興支援というのを進めながら、あるいは23年度、その対策を進めるための国の方の財政計画といたしましても、復興に係る特交と申しますか、そういうことも3度ほど、その復興に係る安全安心対策と申しますか、緊急対策として、国の方もそういう対策を進め、それらの対応もあったことであります。

それから、もう一つは23年に、ちょうど経済対策もございまして、住民の生活に光をそそぐ交付金、あるいは公共事業の臨時交付金という形の中に、国の方も経済対策も含めながら、安全安心と申しますか、そういう対策に一層方針を示され、そしてまた、

それぞれの自治体の対応が、そこに新たな対応として出てまいりまして、そういう関係の中で、基本計画の作業の方も、集中的に復興対策と申しますか、復旧、復興の方に対策として進めなければならないというような状況があったものであります。23年、24年、そういう状況に対処しなければならなかったということでございます。

この経緯につきましては、うちの方も議会の方に、その状況をしっかりとご説明を申し上げながら進めなければならなかったと、深く反省もしておるところでありますし、お詫びを申し上げますところでもあります。今後の計画の策定の考え方でございますが、これにつきましては、25年から27年までの構想がございますので、これに併せながら、24年度で完了している部分ではあります。そういう中に、先ほどの自治法の改正の話もありました。義務付けというのはなくなったということでもございますが、それとは別に過疎計画等々、ちょうど27年がその過疎計画の最終年度と申しますか、計画期間にもなっているものであります。これが、まず一つには基本計画に代わる、ひとつの計画としての位置付けの中でも進めてまいりました。

そういう中で、今後どうするかということでございますが、今後につきましては、総合計画の策定と申しますか、義務付けがなくなったということではございますけれども、町としては、その計画を策定いたしまして、これは、議会あるいは町民と一緒にその方向性を共有しながら進めていくという基本のものでございますので、そういう形の中に、今後、行政の全般を統制するひとつのものとして重要なものと考えておりますので、今後も継続して策定をしてまいると申します考え方でございます。

その中で、先ほど町長の公約の話もございましたが、策定の時期といたしましては、町長の改選の翌年に基本計画が策定するような、そう申しますと、今後考えますのは、27年まではそういう計画になっておりますので、28年にそういうスタートができるような準備を進めまして、そういう時期に併せて基本計画を策定していくという考え方を今検討しているところであります。

そしてまた、過疎計画も同じく27年が期限になりますので、そういう計画との整合性、そういったようなものも図りながら進めてまいりたいと、このように検討をしているところであります。

併せて、県の方の計画も、ちょうど27年で完了すると申しますか、そういう時期にもなっておりますので、県との、そういう施策的なものの整合性、連携と申しますか、そういうものも、そういう時期に図れるような形にもなりますので、そういう観点の中で進めてまいりたいと考えておまして、これにつきましては、この方針等について、しっかりと整理しながら、議会の方にも一度その方向性、方針を説明をいたす準備をいたしたいと、このように思っておりますし、そういう中で協議をさせていただきながら、日程調整をして、議会の皆様方にも、その方向性をしっかりと説明しなければならないと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

先ほどの柴田議員の質問の中に、町長の公約は果たされるかというような内容であったかと思いますが、これにつきましては、私は1期目の公約はすべて果たしたというように認識もいたしておりますし、2期目もそのように努めてまいりたいと、常にそう思っているものであります。また、平成27年の夏まで任期がございますので、この間に2期目の公約はしっかり果たしてまいりたい、そのように思っておるところであります。

そしてまた、今回の議会におきましても、いろいろなご要望を賜ったわけでありまして、まちづくりの中で最も大事なものというように位置付けておりますこと、医療と教育、いわゆる学校、病院、あるいは福祉の施設、こういったものは最優先でしっかりしてまいりたいと、そのようにも考えておるものであります。

そのようなことから、これまで、この1、2年いろいろな事情があったわけでありまして、今後におきましては、この基本計画の策定の必要性というものも深く認識もしておりますので、町の現状、実情に合った形で、そう遠くない時期に策定もしてまいるように内部で検討も始めているところでありますので、これにつきましても、ご理解を賜りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今、町長からも副町長からも策定しますというような、確約とも言える答弁をいただいたということで理解してよろしゅうございますね。

こういったような部分では、やはり物事はきちっとした、そういうような計画に基づいて公約等も進めていなければ、見えないところで一定の事業が進んでいくとか、そういうようなことになりますので、そういったような意味では、せっかく良いアイデアを持ちながら事業を進めようとしているときに、そういったような部分が欠けていけば、やはり私は町政のうまい運営ができないのではないかと感じておりますので、この部分については、一日も早く審議会等の審議を経ながら、ぜひ実現していただきたいと、そのように期待しておりますので、よろしくお願いをいたしたいと感じております。

それでは、次に財政面の方ですが、たぶん、来年度あたりからは基金の取り崩しが始まりますと、そのように私も認識しておりますけれども、いずれ厳しいとは言いながらも、この主要基金については順調な積み立てができた、その中でも、どのような形の事業に投入していくのか、さっぱり見えない。ただ、積み立て、積み立てというような基本姿勢であったものですが、今まで経っても、まだ、その姿が全く見えない部分で、平成25年度についても、この基金の積み立ては、たぶん、この経済対策の形で交付金等で積み立てがあるだろうというように私は予想しておりますが、この26年度、向こう3年間の、こういったような基金等の動向で町政の基金が、貯金額がどのくらいになるのか決まってくるのではないかと、このように感じております。

この基金にこだわるのは、非常に多額であり、1億円の金ですから、個人の1億円、

町の1億円、どちらにとっても多額の金なわけです。それも一気に、このように20億円、30億円というように積み立てられ、この4年間であまりにも、その経済対策が良いと言えば語弊がありますけれども、財政力が低い町村でありながらも、このように積み立てることができた。ただ、それで満足することなく、やはり歳出面については、常に注意喚起もしたいわけでございますけれども、見直しするところは見直しをしながらやっていかなければ、すぐに、せっかく積み立てた基金についても取り崩しが激しくなるのではないかと、このように思っておりますので、まず、この基金への当面の計画、そういったようなものは、どのようなことを持っているのか。

それから、もう一つには、26年度、27年度くらいでもいいですから、今までのように5億円、6億円、もっと積み立てられるような環境にあるのかどうか、どのような財政見通しでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

最初に、ここ何年か、予算ベースでは50億円前後、ただ、決算になると60億円を超えるような決算になっているというようなお話もございました。

当初予算の策定の中では、そういった財源とか行革分、そういう事業の抑制という部分もございましたが、そういった中で、国の経済対策がリーマン・ショック以降続いているわけですが、そういったものを、国の経済対策を利用して、町の課題となっている部分を解決していこうというようなことでやってきております。

それで、実際には、事業を縮小したので、そのお金が貯まったというような見方もあるかもしれませんが、例えば、リーマン・ショック以降ずっと国の経済対策、緊急、安心安全、総合対策事業、経済危機対策交付金、あるいは公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金事業というようなもの、あるいは23年度には、住民生活に光をそそぐ交付金事業といったような事業等がありました。

こういった中で、これらを合計しますと19億円の事業をやってございます。19億円の事業で、事業数は97に上っております。そういった中で、交付金等を活用しまして、町の持ち出しは、起債が33,000,000円、一般財源が89,000,000円ということですので、1億円ちょっとで19億円の事業を実施してきたことになっております。また、24年度にやりました情報基盤等の事業も、新設された災害復興特別交付税等、国の補助金を活用して、補助事業分については1円も町の財源を使っていないというようなことで実施しておりますし、除染対策等についても、そういう形になってございます。

そういった中で、事業はやるけども町からの負担を極力少なめにと、そういった部分も基金の造成につながってきたものというように考えてございます。

また、昨年も経済対策等がありまして、町でも町営住宅の関係ですとか、6事業ほど新たに、繰越等で実施をいたしておりますが、その関係でも、元金交付金ということで170,000,000円ほど、10月に交付が決まっております。

さらに、今回の国の経済対策では5.5兆円の事業があると、そういった中でも、頑張る地方を応援する交付金というようなもの等も新しく作られると聞いております。

そういったもの等も活用しますと、町の財源をあまり使わないで事業が実施できるという部分もありますので、そういった部分に今後とも努めてまいりたいと思いますが、そういった部分での基金の造成につながっているという部分もありますことをご理解いただきたいというように思います。

そういった中ではありますが、来年度の交付税については、国が別枠加算というものを1兆500億円、今年度ありますが、そういったもの等を廃止するというようなことに今なっておりますが、そういった場合に、1兆円くらい交付税が減りますと、当町の場合、大雑把な話ですが、これまでから推測しますと150,000,000円、あるいは、多ければ250,000,000円くらいの交付税が減る可能性もあるという見通しもできるところでございますが、そういった際の対策等もありますので、そういった際には財政調整基金ですとか、減債基金等の活用も考えられますし、病院事業、簡水事業も平成26年度から本格的な着手になりますし、茶屋場田子線等もそういうことで、ちょうど26年度、かなり、そういう事業に向ける部分等も出てまいりますので、そういった面では、そういったものを活用しながら事業を展開していくということが必要でございますし、一方では、また国の経済対策等を活用して、そういった中から、なるべく町の財源を使わないで住民サービスの向上を図っていくという考え方も必要だと思いますので、両面から財源対策を講じて、検討していきたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

見通しについて伺いましたので、いずれ、来年度の事業あるいは予算等、こういったような財政問題については、また新年度の予算審議の中でいろいろ議論してまいりたいと、このように考えております。いずれ、財政は厳しいというようなことだけの認識で、万全を期していただきたいという、私から、そのような要望をお願い申し上げたいと、このように思っているところでございます。

また、ソフト面でございますけども、ソフト事業もこの基本計画策定の際には、ぜひ考慮していただきたいと思っておりますけども、過日の調査で、私びっくりしたのでございますが、現在、町内に34行政区あるわけですが、その中で、いわゆる限界集落と言われる集落数は、34行政区中3行政区。それから、これに準じたような準限界集落数は29で、普通の集落は、わずか2しかないというような、びっくりするような数字が出ます。

こういったような現状を見ますと、先ほどの高齢化率39パーセント、併せて、こういったような表現があまりよくないですね、限界集落。こういったような、65歳以上の方々、55歳以上の方々に、もう90パーセント以上を占めるような事態になっておりますので、このハード事業面、プラス、このソフト事業面についても十分考慮に入れ

た基本計画を確立していただくように、特に私の方から要請を申し上げておきたいと、このように思います。

時間がなくなってまいりましたので、この1番目については一応終わることにしまして、次に、中学校のクラブ活動でお尋ねをいたしたいわけですが、ご父兄の方々から大変ご協力をいただきながらのクラブ活動をやっているというようなことですが、こういったようなクラブ活動に対しての町費は、どのような支援をしているのか。全然なくて、全部、父兄の負担でこのような運営をやっているのか、そういったようなところは、いわゆる保護者任せの中学校のクラブ活動なのか、その辺はどのような形になっているのでしょうか。まず、そこからお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長から、お答えをいたします。

直接的に何かの形で金額的な支援をするという形のものはありません。ただ、どうしても負担が多くなるのが練習試合であったり、本町から出かける際の経費、そういった部分につきましては、極力、空いているバス等の手配をしてあげたり、そういった形での支援を行っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

生徒数等の激減によって、自分の入りたいクラブ活動には入れない現状ですよね。ですから、今、次長がおっしゃったような、できる限りの支援は、やはり事故ができてそれなりの対応ができるようなところでの車の提供とか、そういったようなクラブ活動のしやすいような環境づくりをもっともっとやっていかなければ、たぶん、能力を持った子どもがたくさんおられるのではないかと考えておりますので、やはり、こういったような配慮が必要ではないかと、このように思います。

それから、クラブ活動の部分については、先ほどの答弁によりますと、葛巻中学校あるいは小屋瀬中学校では、文化部のお話は一向に出てこなかったような感じがします。これは、やはり運動部のみならず、文化部の活動も、たぶん、そちらの方に優れた生徒もたくさんおられるのではないかと、こういったようなご意向も聞きながら、ぜひ両立するような形でのクラブ活動であってほしいと思うのですが、これは、運動部に入っても文化部に入ってもいいのか、一つしか入れないことになっているのか、その辺はどうですか。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今のご質問にお答えをいたします。

部活動というのは、飽くまでも生徒の自主的な希望によって参加する活動ということになっております。教育課程外の活動ということにもなりますものですから、ただ、例えば、体育の授業で学んだことを運動部活動の中で活かすというようなことも、この部活動の目的のひとつであります。同様に考えますと、学校の各教科で学習したことを、また違った文化的な活動、あるいは芸術的な活動の中で活かしていくということも、これは教育においては大変重要なことであるというように私は認識しております。

ただ、学校の方で、生徒がそのようなクラブを作って活動したいとか、そういったクラブがほしいというような要望等を最優先する形で今クラブが構成されております。したがって、葛巻中学校、小屋瀬中学校については、現状としては、そういった生徒の自主的な希望によるところのクラブが編成されていないということでありまして、今後、そういったクラブが、子どもたち、生徒の強い要望によって構成されれば、そちらの方に参加して活動することは可能かと思えますし、支障がなければ、私は運動部活動と文化部活動を両立させることは可能ではないかと、このように考えております。

いずれ、ちょっとデータが古いのですが、平成8年に文部科学省の方で部活動に関する調査をした際に、これは運動部の方の活動に制限されたものではございますけれども、やはり人間形成の一環として、非常に部活動が役立つというように捉えている方の数が大変多ございます。特に、中学校、高校の生徒、保護者、教員の9割以上も、部活動が生徒の将来に役立つというように答えておりますし、運動部の活動が楽しいと回答している子どもや保護者の数も8割から9割に上がっておりますので、そういった意味でも、教育課程外の活動とはいいいましても、教育委員会としても積極的に、できる限りの支援をしてまいりたいと、このように考えております。

そして、文科省の方から出ている、こういう部活動に関わることについての課題解決策のひとつとして、例えばシーズン制とか、あるいは複数種目制というものもあります。それはどういうことかという、例えば、夏の屋外で活動するときには、それに適したクラブ、運動部であれば、野球とかサッカーを行い、そして、冬期間には屋内で活動する、例えばバレーとかバスケットとか、そういったものを季節ごとに分けて活動するという方法、あるいは複数のクラブに同時に加入しながら活動するというようなことも出てきております。

あと、今行われているのは、人数の少ない部活動同士がひとつのチームを作って、合同チームによる大会の参加、あるいは、その合同の練習等もされておまして、そういった、いろいろな形で少し知恵をしばって、あるいは中体連とか様々な団体とも協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ、少人数化でのクラブ活動でございますので、町内の実態を聞いても、スポ少の段階から、団体競技ができない。できれば町内でチーム編成ができる工夫もしてもらいたいと思いますし、もういないから町外のチームと一緒にというようなことではなくて、住民の一体化というようなことを考えれば、やはり、あるべき姿は、私は町内で編成できるものについては編成できるようなシステムも、教育委員会で指導してもらえればいいのではないかと。これはスポ少からの考え方ですので、中学校の場合も学校単位の競技の色彩が強いのではないですか。隣の岩手町と一緒にやるのもいいのしょうけれども、これは最終的な手段だと、私は思っております。できる限り町内で、もっと教育委員会では努力しますというような答弁を最後に教育長からお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今お話いただいたとおりで、私も、実は個人的には、例えば、ある生徒数の基準を設けて、生徒数が何名以下の市町村については、学校単位ではなく市町村単位でそういったチームを編成して地区大会、県大会等に出場できるような、そういった体制を組めないものかというようなことは考えておりますが、ただ、これは他の団体や他の市町村ともいろいろ協議をしなければできないことで、葛巻町単独でそういうことをすることはできませんので、そういった部分が今後の課題かなというように思っておりますので、努力したいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

1時間になりましたので、いろいろと良い答弁もお聞きしましたし、課題の答弁もいただきました。さらに、皆様方の一生懸命なる、この町政に対する期待を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時29分）